

賞美章第一回贈呈式の狀況

來賓芳名——星野社主式辭——賞美章贈呈——柴田

文相、仲小路農相、福原委員長祝詞——正木校長演

説——前田香雪翁演説——概況

本誌賞美章の第一回贈呈式は一月廿五日午後一時から、日本橋區濱町日本橋俱樂部に於て開會した。當日は朝來の曇天で、寒氣が非常に強かつたので、出席の申越のあつた向で出席のなかつた人々も少くなかつたが、正午過ぎる頃から、續々として來會者があつて、當日の主賓たる藤原式縹彩色手箱の作者小場恒吉君を始めとして總て七十六名、頗る盛會であつたが、其主なる人々は、

- 山吉盛義、鶴見左吉雄、河瀬秀治、岡本芳太郎
- 齋藤謙、關如來、脇本十九郎、牧野等、小山正太郎、小原大衛、岩村透、古宇田實、岡田信一郎、寺崎三矢吉、同滿治、前田弘二、森田洪、佐竹永陵、溝口禎次郎、佐瀬得三、大谷浩、荒木十畝、塚本靖、畑正吉、足立朗々、小場恒吉、中條精一郎、河野讓、杉浦非水、鈴木光二郎、岡倉一雄、橋口五葉、香取秀眞、南薫造、上村鋼一郎、正木直彦、太田三郎、前田健次郎、金田兼次郎、平福百穂、鶴川俊三郎、竹内久一、黒田清輝、和田英作、藤島武二、岡田九郎、林田源太郎、島田佳矣、山岡米華、執行弘道、權藤聞六、下村孝光、石里友吉、太田衛、小林謀次郎、湯淺一郎、近藤宅治、高村光太郎、岡崎雪聲諸氏

午後二時、本誌主幹及井原水司會の下に式を始め先づ星野藩報社社主は左の式辭を述べた。

閣下、諸君

本日美術新報賞美章の第一回贈呈式を擧ぐるに當りまして、公私御繁劇中に拘らず御光臨を辱うしましたことは洵に光榮の至に存じまして厚く御禮を申上ぐる次第で御座ります、就きましては茲に聊か美術新報並に賞美章の由來を述べまして式辭に代

へようぞ存じます

今より二十年前即ち明治二十七年の春、故山東直砥翁と共に、不肖が美術普及の目的を以て美術畫報を發行することに決心いたしました其時山東翁の話の一二を申しますれば現下美術界の最も有益なる雜誌として國華の外は又寥寥たるものであつて其最も力ある國華は結構丈に價が高い従て美術界に廣く利用することの出来ないように思ふ因て印刷の鮮明を期すると同時に價格の低廉なる美術雜誌を發行したいと云ふのが畫報社の事業の始めであります次で三十年の十一月に美術評論と申す雜誌を發行致しました是が即ち美術新報の前身とも申すべきもので森陽外、岩村透、久米桂一郎諸君の贊助の下に大村西崖君が編輯の任に當つて居りました、大村君が編輯を辭して後吉岡芳陵君が之に代ることとなりましたが三十三年の三月事故の爲めに第二十五號を以て廢刊致しました、其後三十五年の三月、其頃美術畫報の編輯を擔當して居ました小原大衛君が一日不肖の許に來て美術界の報導を主とする美術新報と云ふ新聞形の雜誌を發行することを謀られたのであります、それは一部定價五錢毎月二回發行と云ふ事で、自分も時勢の要求に適應するものであると思ひましたから其發行に同意をいたしました其當時から始終多大なる贊助を與へられたのは岩村透、黒田清輝、久米桂一郎、小山正太郎其他の諸君であります、幸に漸次發達して近年に到りまして發行部數も大に増加しましたが美術界の發展と共に益々誌面を擴張するの必要に迫られました、四十二年の秋坂井原水君を主幹として更に斯界名流の贊助を仰ぎ全然面目を改めました、そこで昨年から藝術獎勵の目的を以て賞美章と申すものを創定致しまして、毎年公私展覽會を始めとして、苟も公に發表せられました作品に就きまして美術新報の同人が慎重に評義を凝らしまして、最も優秀にして賞美すべきものと認めたるの一點に限つて其賞美章を贈呈することに致しました然るに昨年は年末に開かれまして音楽の展覽會の出品で小場恒吉君の作に係る藤原式縹彩色手箱を最も賞美すべきものと認めまして、茲に同氏に向つて第一回賞美章を贈呈することと致した次第であります

幸に美術並に美術工藝界に縁故深き名流各位の御來臨を蒙りまして此式が斯くも盛んなることを得ましたことと感荷に堪へない次第であります

右式辭を終りて星野社主より忝しく小場恒吉氏に賞美章を呈し小場氏は立つて満場の喝采の中に之を受けた。星野社主は更に詞を繼ぎて左の事を發表した。

序に申上げまして來賓諸賢の御記憶を願つて置きたいことは此賞美章の事を發表致しまして以來、美術界の諸賢から意外の注目と期待を受けましたが愈々評議の結果を發表しまして後、斯界の有識者諸君から續々賞賛の辭を辱うしまして我々一同苦心の效果のあつたことを喜んで居る次第であります、就ては今回は美術并に美術工藝を通じて優秀なる作品一點を選ぶことに定めて居りましたが次回からは日本畫、洋畫、彫刻、建築、美術工藝の五部門に分ちまして各部門毎に優秀と認むる作品一點宛を選び、それ、賞美章を贈呈することに致します、斯くしますれば獎勵の範圍を擴張することとなりまして我々の素志を充分に遂ぐる事を得る次第と考へます

次で司會者は柴田文部大臣の祝詞を代讀した。

畫報社風ニ美術新報ヲ發刊シテ力ヲ美術ノ爲ニ致スヤ久シ今回又新ニ賞美章ヲ餽リテ優良ナル作品ヲ表彰スルノ方法ヲ設ケ本日ヲ以テ第一回贈呈式ヲ擧ク本邦美術ノ發達ニ於テ必スヤ貢獻スル所アラシク會々事ヲ以テ式場ニ臨ムヲ得ス乃チ一言ヲ寄セテ聊カ祝意ヲ表ス

大正二年一月二十五日 柴田 家門

次で農商務大臣の名代として臨場せられたる鶴見商品陳列館長は大臣の祝詞を朗讀せられた。

美術及美術工藝ノ發展振興ヲ圖ルハ實ニ我國ノ精華ヲ發揮シ國富ヲ増進スル所以ニシテ之ヲ振作スルノ途固ヨリ少カラズト雖モ其作品ノ優良秀逸ナルモノヲ審評選奨シテ之ヲ公表スルハ極メテ適切ノ事タルヲ信ズ今回斯業界ノ木鐸タル美術新報ニ於テ賞美章ヲ創定シ毎年其優秀ノ作品ヲ選奨センコトヲ決シ本日ヲトシ茲ニ其第一

回賞美章贈與ノ式典を舉グルハ洵ニ邦家ノ爲深ク慶賀スル所ナリ、望ムラクハ爾今倍々其鑑査審評ヲ慎重ニシ其選獎ヲ江湖ニ紹介シテ大ニ斯業ノ啓發助長ニ勗メ以テ其効果ヲ完カラシメムコトヲ一言以テ祝詞ト爲ス。

大正二年一月二十五日

農商務大臣 仲小路 廉

次で司會者は美術審査委員會委員長の祝辭を代讀した。

畫報社ガ美術ニ關スル幾多ノ印刷物ヲ公刊シテ本邦美術ノ發展ニ貢獻スルコト玆ニ年アリ頃者最近一ケ年間ニ現レタル純正及應用ノ兩方面ニ於ケル美術上ノ佳作逸品ヲ選ビ本日ヲ以テ玆ニ其表彰ノ典ヲ舉ク願フニ美術ハ一國民俗ノ崇卑ノ保護及獎勵ハ須臾モ之ヲ忽ニスベカラザルヤ毫モ疑ヲ容レズ而シテ美術獎勵ノコトタル其方法蓋シ一ニシテ止マラズト雖モ要ハ優秀ナル作品ヲ鑑賞シテ其作家ヲ表彰シ併セテ弘ク世ノ美術家ノ奮起ヲ促シ以テ美術ノ健全ナル發達ヲ企圖スルニアリ國家ガ曩ニ美術審査委員會ヲ設ケタルノ主旨亦此ニ外ナラズ庶幾クハ今年以降毎年優秀ノ作家ヲ表彰シ本邦ノ美術ヲシテ年ト共ニ其聲價ヲ揚グルニ至ラシメンコトヲ一言ヲ述ベテ祝辭トス

大正二年一月二十五日

美術審査委員會委員長 福原鏝二郎

正木東京美術學校長は起つて有益なる演説を試みられた其要旨を摘記すれば

閣下併に諸君、本日は美術新報社の第一回の賞美章贈呈式に列するの光榮を得、其上に本席に於て一言の意見を述べて祝意を表する事を得たのは、光榮の次第と存じます。

我國の學士院では理學及文學の功勞者を表彰

する機會があつたが、其文學の中に未だ美術が加はつて居ないので、學士院の恩賜章の制度が理學や文學の方に、夫れ／＼功勞者を表彰して居るが、まだ美術を其中に入れて居らん爲めに美術の功勞者と作品を表彰する機會がない。又文部省は美術審査委員會を開いて、優秀なるものには賞を與えてゐるが其制度たるや、是も繪畫彫刻に止まつて、美術工藝に及ばない、加之一般出品者の作品を表彰するが、審査員の作品を表彰するものがない、其故に一年の内、何れが一番良かったのかは、誰れも定めるものがない、よし定めても夫れは繪畫彫刻に限られて其他の美術工藝、建築には及ばないのは、甚だ遺憾な事である、我國に於ては學士院が早晚理學文學に美術も加えなければならぬと思ふ、美術審査委員會に於ても建築美術工藝も加へなければならぬと思ふ、將來は必ずやることと期待して居る。

此際に於て美術新報社が一年間の優秀なる作者に賞を贈ると云ふ事は事宜に適して居る、併しこれも若し此事を發表する人が、美術界にさう云ふ事を遣る丈けの權威のない者であらば何にもならぬ、然るに、美術新報社が其事を發表しても、誰も怪しからんオコがましい事をすると云つた人もなく、兒戯に類すると言つた人もない、却て之は相當の事である、佳い思ひ付きである云ふように思つて居る様である。そして其決定した物には、世間から敬意を表して居る。丁度今日に於て一の欠陥で有つた、其欠陥を補はれた事を感謝して居る、只今星野社主から發表せられた處では、明年からは前に五部に分つて、各々表彰する事となるさうであるが本年は各部を通じて最も秀てたるものを表彰さ

ると云ふことであるから、本年の賞美章に撰拔されたものは、餘程意味が違ふことと思ふ處がそれが今日最も世間に有力な繪畫彫刻等に與へられないで、美術工藝品に與へられたと云ふことは、同人の意中を肘度する様で有るが、傍觀者の考を申して見れば、まさか、日本畫や油畫其他に於て取る可き物がなかつた、と云ふのでは無く、美術新報同人が我美術及工藝界の時弊を矯正しようと云ふ考も大に含まれて居るのであらうと考へられるのである。

只今の美術工藝と云ふものは、凡て御細工物に止つて居る、凡て美術家の鑒賞に堪え得るものは少い。現今の官廳の獎勵でも、學校の教育でも、趣味ある美術の精神を發揮した物を造ると云ふ方法は少しも講せられて居ない、それで一般の工藝は趣味が墮落して只細かい事をやるとか、人の出來ない様なものを造るとか、出來る丈けの手数を掛けたものが宜いと云ふ様な事に成つて、それが誰れが造つてもかまはない、御弟子やら職人などにまかせて居る、これは誰れ夫れの作と云ふ作物は工藝界に於ては殆んどない様な傾に成つてゐる、諸方の工藝學校或は試験所、陳列館の獎勵は可及的御細工に傾く様な事を獎勵して居る、一例を以て言へば、我國の特産たる名古屋七寶と云ふ様なものは、近年漸次趣味が墮落して只瀬戸物と巧を争ふ様な事で細工に於ては隆々として居るが、趣味と云ふものは少しも取る可きものがない。之れを稱して獎勵者は進歩と云ひ美術家は墮落と云ふ、不思議な現象が起る、我々の見解を以て言へば、美術と工藝界とは必ず疎隔す可きものではない、美術界に趣味あるものが出來れば、工藝界も亦發達する、非常の名工が出來れば、細工物もそれに引

かれて宜くなる。今日に於ては技術家個人の特性が表はれない、これも同じ物を造る様になる、これはすなはち、工藝の道が衰えて、殖産興業の奨励の途でない、せめて、美術家個人の特性を表はすとか、これが廣く行つて或る地方の特色を發揮するとか、或は日本的の地方色を發揮して欲しい、地方色が無くなつて、世界の何處で造つたものか分らぬ様に成つては、貿易は杜絶する、英吉利でも、佛蘭西でも、亞米利加でも、獨逸でも何處へ行つても日本の美術工藝品はある、併し特に日本の工藝品であること云ひ得るものはない、日本工藝品は何處へ行つても卑じまれて居る。今は日本の美術工藝品は八方塞である。今は美術工藝界の一大危機であると思ふ、獎勵する方に於ても大に考ふ可き事であると思ふ、これは文部省、農商務省が大に打合せて、覺醒す可き事と確く信じます。

今日第一回の賞美章に美術工藝品を擧げられた同人の考を私に忖度すると我々と同じ考であつた様に思はるゝが時弊を匡正しやうとする考では無からうかと思ふ、微々たる此箱が斯の如き滔々たる美術工藝界の濁流に逆つて斯の如き物を造つたと云ふ事に對しては、製作者に尊敬を表する次第である。美術新報同人が何處から斯云ふ箱を見付けて來たかと言へば、それは「吾樂」の展覽會に有つたと云ふ事で我々平常の考て居る事に就ても同好者の有つた事を嬉しく思ふ「吾樂」は微々たる者であるが、同會の趣旨は、技術家が皆心にもない事を強ひられ、誠に俗惡な注文を受けていや／＼ながらそれをやると云ふは世間の常で有つて、心の思ふまゝ自分の好きな品物を造ると云ふ事は出來ない境遇であるそれ故に美術家が、自分の心の行くまゝに自分

の思ふまゝな物を造ると云ふことにしたいと思つて、「吾樂」と云ふ俱樂部を造つたのである、「吾樂」は名の通り、吾樂しむと云ふので、人にはかまわぬ、自分の好きな物を造る、或は冷笑する人もある、或は又製作に非常な同情を寄せ、少しも約束も、束縛もない所が出るのが面白いと褒めて呉れる人もある。今回美術新報の伯樂に會つた此箱は、吾樂同人の作である、誠に微々たる箱ではあるが如何に之れが製作者の心持を表して居るか、それから、非常な得難い重厚な親切な心持の表はれてゐるかは、一見せられた方は、誰れでも感ずる所であらうと思ふ。裝飾的の工藝品が我國に於て近來漸次悪く成つて行く、金工、漆工、陶器、凡て皆繪風と云ふものが、加はる様に成つてから、裝飾の面白味を減じたと思ふ、金工には後藤一乘の毛彫のものなどは、裝飾の方からは面白い手厚い物である。近年の所謂繪風は洒落てるが、只繪を其所へ入れた様な物である、裝飾ではない。裝飾が畫に成つてゐる、甚しきは近頃友禪の模様を影を附ける様に成つた、これに至つては、墮落の極であらうと思ふ。丸い物に附けた繪が一方から見なければならぬ様な物を造つて裝飾だと云ふておる有様である。

此の纏綯彩色手箱は藤原式ださうで、藤原式であるか否かは知らぬが、とにかく、正倉院の御物にも有る様な物であるが、然しこれは器物に極めて適當したる裝飾として、放す事の出來ない様に巧くはまつてゐると思ふ。同じ様な事をやり乍ら、新意匠が入つてゐる。製作者の人格、工夫力、親切さが入つてゐる所に於て巧妙なものと思ふ、些細なる物ではあるが、此の些細なる物が、今日の工藝界に對して、餘程雄辯なる抗

議を申し込んで居る様に思ふ、我々は我々の同人の中から賞美章の受領者を出した事を喜び、社會の工藝界に對して我々の持つてゐる考の一端を述べつゝ、諸君の御意見を聞き、前段申した通り美術審査委員會に於て缺けたるものを擧げられた事を喜ぶ。

今日は贈呈式の機會を利用して、利用すると云ふと横着の様では有りますが、一方には喜びの餘り又一方では聊か考へた事を申した次第であります (文責在筆者)

來賓總代として前田健次郎翁は立つて祝辭を述べた、其要旨時勢運れの我々の如きものが、斯かる席へ出て、何も述べることがありませんが、實は當春は何處へも出ずに引込んで居りました、處が美術新報社の賞美章贈呈式に就ての御招きを受けまして、至極面白い御企であると思ひまして、其品物をも拜見したいと思つて出席致しますと申し置きましたら、本朝坂井君が參られて、是非來賓を代表して祝辭を述べよと言はれましたから、兎も角御請を致した次第であります。そこで先刻出席しまして早速其受賞の品物を拜見しますと、果して面白いもので一見して直に仁和寺の經箱と、奥の中尊寺の佛像の光背の模様を思ひ浮べまして、まぎらう方もなく藤原時代を代表したものであります、由來藤原時代を表はして居るとか鎌倉時代を代表して居ると云ふものは、兎角其時代のものを徹頭徹尾模倣したもので、一向作者の人格と云ふ様なものが現はれて居ないので常であります然るに之は藤原時代の好い所を取つてあると同時に作者の新しい意匠が加つて居る洵に見事な作品であります。元來今日の様な、世界各國交通の便利な時代には互に己が短を捨て、他の長を探ると云ふ事がある。然るに普通の人々は單に模倣するのみであるから、己が長を棄て、他の短を取る様なことに陥るものが多い。此品の様に能く藤原時代の式を探りながら、一方に作者の性格を現はして居るのに感服します。云々司會者は末松千壽よりの來簡の中に「奉祝小場氏成功併貴社隆盛候」又牧野男爵よりは「誠に結構の御企にて至極贊成」云々と申越されたことを報じ、星野社主より挨拶を述べて式を終り、一同庭前にて記念撮影をなし、再び室に戻りて、簡單なる茶菓を供し、主客共に和氣霽々の中に歡を盡して午後四時中頓散會したるが、宴酣なる時竹内久一氏は祝杯を擧げて、小場氏

の萬歳を三唱し、正木校長は祝杯を擧げて我美術新報の爲に萬歳を三唱せられ來賓皆之に和せられた。星野社主を始め我同人一同は、深く當日の盛會なりしことを來會諸君の厚意を中心より感謝した。特に次回即ち本年度から日本畫、洋畫、彫刻、建築、及美術工藝の五部門に向つて毎年各門一點宛賞美章を贈ることとなつたのは愉快に堪へないのである。

國民美術協會成る

昨年十一月文展出品洋畫家懇親會の折、偶然美術家の新團體成立の事決定し規則案起草委員を撰擧したるが、一月廿五日午後四時半より上野公園の精養軒に於て定款草案を報告し且つ討議する爲に會合したり。會するもの、森、黒田、岩村、小山、和田、岡田、諸氏等約三十人、森岡外博士を座長に推して會議を開き名稱を國民美術協會と定め、定款草案の逐條審議に移り其小部分を修正し、愈同會の成立を告げたるが、會員入會の勸誘、其外役員選舉に至るまでの準備として、委員五名を選ばんととなり、森、黒田、岩村、和田、永地の五氏當選し、會員新會員勸誘の手續了したる上にて、役員選舉の爲、二月上旬總會を開催し其上にて愈社團法人となす由にて、事務所を本郷區龍岡町二七岩村氏方に置くこととなり。確定したる定款は左の如し。

國民美術協會定款

第一章 總則

- 第一條 本會は國民美術協會と稱す
- 第二條 本會は民法の規定に従ひ主務官廳の許可を得て社團法人となす
- 第三條 本會は主たる事務所を本郷區龍岡町二七番地に置く
- 第四條 本會は日本に於ける美術の進歩發展を圖り美術家の保護獎勵を目的とす
- 第五條 本會は前條の目的を達する爲左の事業を行ふ
 - 一、美術展覽會の開設
 - 二、美術家に對する補助、寄附、賞與
 - 三、必要なる場合に於て本會々員の救助
 - 四、前各條の外日本に於ける美術の進歩發展及保護獎勵に關し必要の事業
- 第二章 資産
- 第六條 本會の資産は左に掲ぐるものを以て之に充つ
 - 一、會員より納付する會費
 - 二、美術展覽會其の他本會の事業より生ずる收益
 - 三、本會の受納したる寄附及遺贈
 - 四、國庫補助金
 - 五、本會の所有に屬する財産及之より生ずる収入並雜收入
- 第七條 資産の管理及處分は評議會の決議に依り之を行ふ

第三章 會員

- 第八條 本會は左の各條の一に該當する者を以て會員と爲す
 - 一、文部省美術展覽會又は本會に於て之と同等以上と認むる博覽會若し展覽會に其の製作品を出品したる者
 - 二、評議會の推薦に依り總會に於て入會を可決したる美術家及學術的美術研究者
- 第九條 會員は其の専門に従ひ左の四部に區分す
 - 第一 繪畫(日本畫、西洋畫)部
 - 第二 彫塑部
 - 第三 建築部
 - 第四 裝飾美術部
- 第十條 同一人にして二部以上に屬すべき者は評議會の決議を経て關係各部の會員と爲すことを得
- 第十一條 美術に關し又は本會に對し功績ある者は評議會の推薦に依り名譽會員と爲す
- 第十二條 名譽會員に對しては本定款中會員に關する規定を適用せず
- 第十三條 第八條第一號に該當し會員たらんとする者は書面を以て入會を申込むべし
- 第十四條 前項の申込に對しては評議會の決議に依り諾否を定め其の旨を本人に通知すべし
- 第十五條 會員は評議會の定むる所に依り會費を納付するものとす
- 第十六條 會員にして退會せんとするときは書面を以て其の旨を申出づべし
- 第十七條 會員にして本會の名譽を毀損し若し會員たるの品位を失墜するの所あるときは又は會員たるの義務を履行せざるときは評議會の決議に依り除名することあるべし
- 第十八條 會員にして退會し失格し又は除名せらるるも既納の會費は之を還付せず
- 第十九條 本會に會員名簿を備へ會員及名譽會員の住所氏名を記載す
- 第二十條 前項の事項に異動ありたるときは其の都度之を訂正するものとす

第四章 評議會

- 第十七條 本會に評議會を置き本定款に於て特に評議會の決議を必要とするもの外本會重要な事項を決議す
- 第十八條 評議會は評議員七十五名以内を以て組織す
- 第十九條 評議員は各部毎に東京市及其附近在住所屬會員中より之を選擧す其の各部に於て選舉すべき人員は左の如し
 - 繪畫部三十名以内
 - 彫塑部十五名
 - 建築部十五名
 - 裝飾美術部十五名
- 第二十條 評議員は名譽職とし其の任期は二年とす但し再選を妨げず
- 第二十一條 評議員中缺員を生じ次の改選期を待つこと能はざるときは補缺選舉を行ふ但し補缺議員の任期は前議員の任期に依る
- 第二十二條 評議會の議事は出席員の過半数を以て決し可否同數なるときは議長の決する所に依る各部にのみ關係する事項に於ては評議會は他部又は會全體の利益を害するものと認めざる限りは當該部所屬會員の過半数以上により爲したる決議を否決することを得ず
- 第二十三條 評議會は定員三分の二以上出席するに非ざれば決議を爲すことを得ず

- 出席員定數に満たざる場合に於ては二週間以内に於て更に評議會を招集することを得
- 第二十三條 左に掲ぐる事項は評議會の決議を経べし
 - 一、定款の改正に關する件
 - 二、展覽會の開設及組織
 - 三、美術の進歩發展保護獎勵方法に關する件
 - 四、總會に提出すべき豫算及決算並諸議案
 - 五、美術家に對する補助寄附賞與に關する件
 - 六、會員の救助方法に關する件
 - 七、寄附及遺贈の受納に關する件
 - 八、臨時總會の招集に關する件
- 第五章 役員
- 第二十四條 本會に理事五名を置き理事中に會頭一名を置く
- 第二十五條 理事は名譽職とし評議會に於て評議員中より之を選擧し會頭に理事の互選とす
- 第二十六條 會頭は本會を代表し一切の事務を統轄し書記其の他使用人を命免し評議會及總會の議長たるものとす
- 第二十七條 會頭は評議會、理事會及總會を招集す會頭事故あるときは理事一名其職務を代理す

- 第二十七條 本會は毎年一回通常總會を開く
- 第二十八條 通常總會に於ては會頭は其の前期間に於ける本會の事業及財産の狀況を報告することを得
- 第二十九條 通常總會の外必要あるときは臨時總會を開くことを得
- 第三十條 總會の招集は少くとも開會一週日前に其の會議の目的事項を示し書面を以て會員に通知すべし
- 第三十一條 會員三分の一以上の同意を以て會議の目的事項を示して總會の開會を請求したるときは會頭は其の請求を受けたる日より二週間以内に臨時總會を招集することを要す
- 第三十二條 總會に於て出席會員三分の一以上の同意あるときは豫め通知せざる事項に付會議を開くことを得
- 第三十三條 總會は會員總數五分一以上の出席あるに非ざれば開會することを得ず
- 第三十四條 總會の決議は出席會員の過半数に依る可非同數なるときは議長之を決す
- 第三十五條 定款變更の決議を爲すには會員總數の二分の一以上の出席あることを要す出席會員定數に満たざるときは假決議を爲し其の要旨を會員に通知し再び總會を招集することを要す
- 第三十六條 總會に於ては前條の規定に従ひ假決議の認否を決す
- 第三十七條 總會に於て表決を爲すは出席會員に限る
- 第三十八條 總會に於て決議したる事項は決議録に記載し議長及出席會員二名以上署名捺印して之を保存す

附則

- 本會設立の際に於ける評議員は創立員に於て選舉し其の人員は第十八條規定人員の二分の一に減少することを得
- 前項評議員の任期は一年とす